

令和6年度 障害福祉サービス事業所等 の運営上の留意事項について

令和6年度 障害児通所支援事業所に係る説明会（集団指導）

群馬県児童福祉課

説明内容について

- 1 報酬改定等に伴う義務化について
- 2 届出書等の提出について
- 3 児童発達支援管理責任者のみなし配置について

報酬改定等に伴う義務化について

障害福祉サービス横断的事項

- 障害者虐待防止について
- 業務継続計画（BCP）について
- 感染症対策強化に係る取組について
- 情報公表について

詳細はこども家庭庁ホームページをご確認ください

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

[令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について | こども家庭庁 \(cfa.go.jp\)](https://cfa.go.jp/)

報酬改定等に伴う義務化について

障害児通所支援

- 安全計画の策定について
- 自動車を運行する場合の所在確認について
- 個別支援計画の作成について（変更点）
- 支援プログラムの公表について
- 保育士特定登録取消者管理システムについて

詳細はこども家庭庁ホームページをご確認ください

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

[令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について | こども家庭庁 \(cfa.go.jp\)](https://cfa.go.jp)

1. 障害者虐待防止に関する事項

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容が追加となりました。**※令和4年度より義務化**

- ① 従業者への**研修**実施（**義務化**）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として**虐待防止委員会(注)**を設置するとともに、委員会での検討結果を**従業者に周知徹底**する（**義務化**）
- ③ 虐待の防止等のための**責任者の設置**（**義務化**）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いあり。
①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない



【新設】虐待防止措置未実施減算

①～③を講じていない場合、減算適用となる

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する

2. 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化

- 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう事業者の取り組みが**令和6年4月1日**から義務化されました。

①業務継続計画（BCP）の策定の義務化

②定期的な研修・訓練の実施の義務化

- 従業員に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練の定期的な実施（年1回以上）が義務化されました。
- 研修の実施内容について記録が必要となります。
- 訓練（シミュレーション）においては、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を実施する必要があります。

③業務継続計画の定期的な見直し

- 業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更してください。

【新設】業務継続計画未策定減算

以下の基準に適合していない場合、**減算**となります。

- ・業務継続計画を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を構ること

※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

3. 感染症対策強化に係る取組

- 感染症の発生及びまん延防止等に関して、
以下の①～③が令和6年4月1日から義務化となりました。

①感染症委員会の定期開催及び結果の従業者周知徹底の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を指します。（テレビ電話装置等を活用して行うことも可能）
- 感染症対策委員会の定期的な開催及び、検討結果を従業者に対し、周知徹底をはかることが義務化されました。

②指針の整備の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備が義務化されました。
- 指針には、平常時の対策と、発生時の対応を規定する必要があります。
- それぞれの項目の記載内容の例については、厚生労働省資料「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえてください。

③定期的な研修・訓練の実施の義務化

- 従業者に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施と、研修の実施と、研修の内容についての記録が必要となります。

○障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）上、
未報告となっている事業所に対する 「情報公表未報告減算」
が創設されました。 ※令和 6 年 4 月 1 日から

〈算定要件〉

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、減算となります。

5. 安全計画の策定について

○障害児通所支援事業所において安全計画の策定が、
令和6年4月1日より義務化されました。

- ①事業所の安全点検、従業者、事業所外での活動等における安全確保のための指導・研修・訓練等に関する計画を策定し、策定した安全計画に従い、必要な措置を講じなければならない。
- ②安全計画について従業者に周知し、定期的に安全計画に関する研修・訓練等を行わなければならない。
- ③障害児の安全確保に関して、保護者との連携が図られるよう保護者に対し、安全計画における取り組みの内容について周知しなければならない。
- ④安全計画は定期的に見直し、必要に応じて変更を行わなければならない。

6. 自動車を運行する場合の所在確認について

障害児の移動のために自動車を運行するときは乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。**※令和5年4月1日から義務化**

日常的に送迎に使用する3列シート以上の車両への安全装置を設置しなければならない。**※令和5年4月1日から義務化**

令和5年度中に対象車両の安全装置設置が終了。**今後も適切な安全管理を。**

※新規購入車両が設置対象である場合、必ず設置が必要です。

安全装置義務化要件

- ① 日常的に送迎に使用する車両
- ② 3列シート以上の自動車

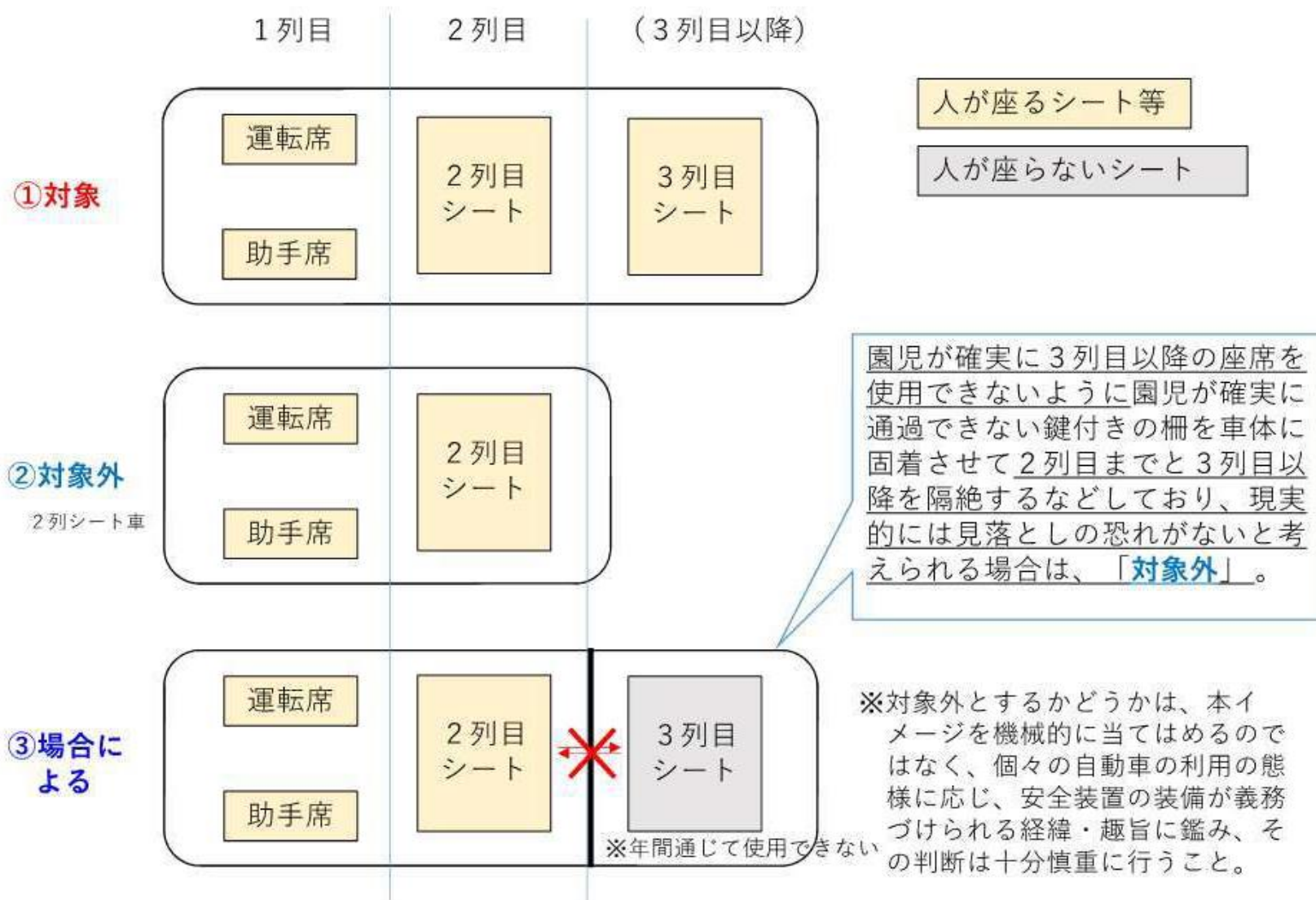
※バスのみでなく普通自動車も含まれます

※法人所有だけでなく職員の私有車で送迎する場合も含まれます

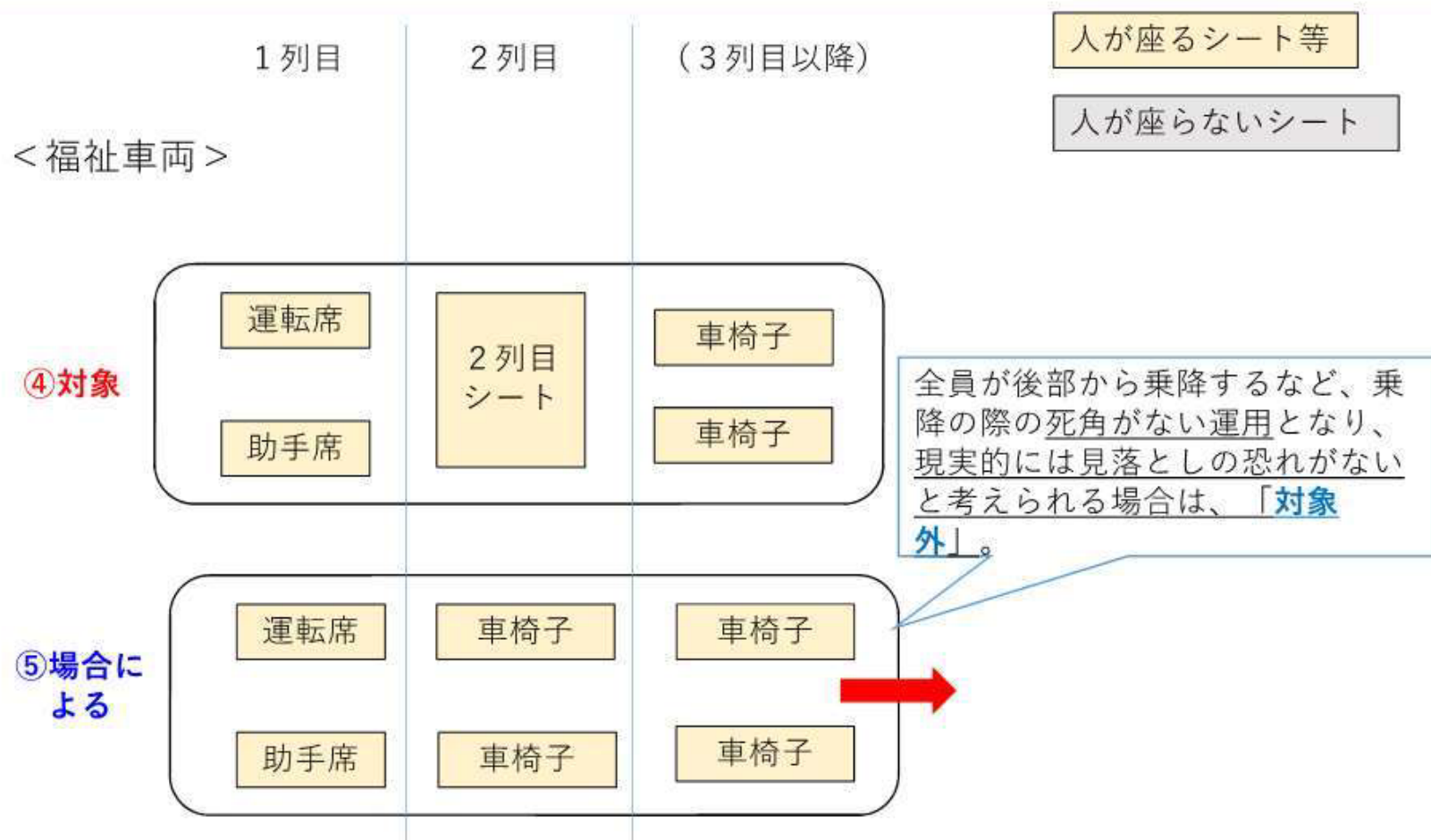


対象車両イメージ
参照

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

7. 個別支援計画の作成について（変更点）

運営に関する基準が見直され、下記のとおり取り組むことが求められます

※令和6年4月から

- 1 個々の障害児の支援に要する時間を個別支援計画に定め、計画時間に応じて基本報酬を算定すること。
- 2 延長支援加算の算定にあたっては、延長支援時間を個別支援計画に定めること。
- 3 個々の障害児への支援内容について、個別支援計画において、児童発達支援ガイドライン等に基づく5領域とのつながりを明記すること。
保育所等との並行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の具体的な取組等についても個別支援計画に記載し実施すること。
- 4 個別支援計画を作成した際は、保護者と相談支援事業所に交付すること。

詳細は「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取り扱いの変更について」や参考様式をご確認ください
[令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について | こども家庭庁 \(cfa.go.jp\)](#)

児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン
[障害児支援施策 | こども家庭庁 \(cfa.go.jp\)](#)

8. 支援プログラムの公表について

支援プログラムの作成、公表について、令和6年4月1日から努力義務化

●5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

①支援プログラムについては、事業所が提供する発達支援における基本的考え方や支援の内容、関係機関連携や家族支援、インクルージョンの取組等の事業所の支援の全体像と方針について整理し記載すること。（参考様式は「児童発達支援ガイドライン」等で示される予定）

②インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。
公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。

【新設】支援プログラム未公表減算

①～②を講じていない場合、基本報酬の15%の減算となる
（減算は令和7年4月1日から適用）

9. 保育士特定登録取消者管理システムについて

令和4年6月に成立した

「児童福祉法等の一部を改正する法律（第66号）」により、
児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理が厳格化され、

令和6年4月1日から「保育士特定登録取消者管理システム」の活用が義務化
されました。

保育士を任命又は雇用するときはデータベースの活用が義務づけられています。

【対象施設】

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設
- ・児童発達支援センター
- ・児童発達支援（児童発達支援センターで行われるもの以外）
- ・放課後等デイサービス 等

※データベースへのアクセスは事前に登録した、対象施設の採用担当者に限られています。新規指定を受けた事業者や、昨年度中に未登録で登録方法が分からない事業者はshougaiji-shien@pref.gunma.lg.jpあてにご連絡ください。

メール件名：保育士特定登録取消者管理システムへの利用者情報登録について

届出書等の提出について

「事業所の指定申請及び運営等に関する手引き（障害児通所支援事業）」を確認のうえ、適切に届出を行ってください。

「事業所の指定申請及び運営等に関する手引き（障害児通所支援事業）」
[障害児通所支援事業の申請・届出等について - 群馬県ホームページ\(児童福祉課\) \(pref.gunma.jp\)](http://pref.gunma.jp)

- ・ 変更届
- ・ 運営内容変更届
- ・ 障害児通所給付費の請求に関する事項
- ・ 業務管理体制の整備に関する届出
- ・ 現員状況報告
- ・ 事故報告 等

各届出を行うべき期限や添付すべき書類について、手引にてご確認ください。

（１）サービス管理責任者等のみなし配置について

平成31年度からサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」）の研修に係る制度が改正されました。制度移行に際し、**平成31年4月1日～令和4年3月31日までにサービス管理責任者等基礎研修を修了した者（実務経験を満たしている場合）**に限り、基礎研修修了後**3年間**は、サービス管理責任者等実践研修修了者としてみなし、従事が可能とされています。

※みなし配置可能期間が過ぎている方を配置している場合、減算の対象となる場合がありますのでご注意ください。

例：児童発達支援管理責任者A 令和3年9月11日に児童発達支援管理責任者等基礎研修修了（研修修了時に配置に必要な実務経験を既に満たしている）

みなし配置可能な期間…令和3年9月12日～令和6年9月11日

※例の場合、令和6年9月12日から、児童発達支援管理責任者としてみなし配置が不可となります。

※みなしが失効するのは、3年後の年度末ではなく、**基礎研修修了から3年が経過した日です。**

□注意□

みなし期間に実践研修を受講できなかった方

→再度基礎研修を受講いただく必要はありません。直近の実践研修を受講してください。

令和4年度以降に基礎研修を修了した方

→みなしの対象となりません。基礎研修修了後、原則2年以上の実務経験を経ってから実践研修を受講してください。

（２）サービス管理責任者等基礎研修修了者のＯＪＴの取扱いについて

令和5年6月30日付告示改正により、基礎研修修了者の基礎研修後に実践研修を受講するために必要な実務経験（ＯＪＴ）の取扱いが変更されました。

（改正後）・基礎研修修了後「２年以上」の期間

・ 一定の要件を充足した場合には、例外的に「６月以上」の期間

要件

※①～③全てを満たす必要あり。

- ① **基礎研修受講開始時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務（３～８年））を満たしている。
- ② 基礎研修修了後、サービス管理責任者等のもとで、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（以下、個別支援計画の原案作成等の業務）を実施している。
 - ・ 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。
 - ・ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。
 - ・ サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議に参画する。
 - ・ 上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。
 - ・ 定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を行う。
- ③ **指定権者に届け出ている。**

□注意□

- ・ 届出様式は令和5年10月19日付通知にて、各法人あて送付しています。
- ・ 個別支援計画の原案作成等の業務に従事を開始する日から10日以内に届け出てください。

※遡及不可

(3) サービス管理責任者等更新研修について

①経過措置の終了について

制度改正の経過措置終了に伴い、更新研修は令和6年度から下記のとおり変更となります。

研修日程

1日程につき、**全2日間**。

受講要件

①**過去5年間に通算2年以上**のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員としての実務経験がある又は②**現に**サービス管理責任者等として従事している

□注意□

- ・令和6年3月31日までに更新研修修了者とならなかった旧サービス管理責任者等研修修了者は、更新研修を受講することはできません。実践研修を受講してください。

②更新期間の考え方について

- ・初回の更新研修（又は実践研修）が起算点となります。
- ・詳細は**次頁**を御確認ください。

！
認識誤りをしてしまうと、気付かないうちに失効してしまう可能性があります！
必ず、御一読ください！

質問・相談フォームについて

障第 30479-10001 号
令和 6 年 2 月 8 日

各障害福祉サービス事業所 管理者 様

群馬県健康福祉部障害政策課長 齊藤 猛

お問い合わせ方法に関する御案内

平素より本県の障害福祉行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、日頃より多数の事業者様からお問い合わせをいただきますが、担当者に電話が繋がりにくく、ご迷惑をおかけしているところです。今後、3年に一度の報酬改定等も控え、より円滑にお問い合わせに対応できるよう、障害福祉サービスに関する質問・相談フォームを設置しました。

令和6年2月から5月にかけては、緊急時を除いて質問・相談フォームからお問い合わせいただくよう、お願いいたします。

より多くのお問合せに円滑に対応するため、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

質問・相談フォームの御案内



【URL】

<https://forms.office.com/r/NWUKQwDykr>

24 時間受付中

質問日時や内容によっては、少々お時間をいただく場合がございます。
あらかじめご了承ください。

【担当】

支援調整係・地域生活支援係・施設利用支援係

質問・相談フォームの活用にご協力いただき、ありがとうございます。

通知では、2月から5月と期間を限定しておりますが、引き続き、質問・相談フォームを活用いただきますよう、御協力よろしく申し上げます。

障害福祉サービス等質問・相談フォーム

【URL】 <https://forms.office.com/r/NWUKQwDykr>

障害福祉サービス等質問・相談フォーム
【群馬県所管分】

